



## 別表六の二（七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の11第2項から第4項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

  - (1) 特定機械装置等又は特定機械等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
  - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
  - (3) 特定機械装置等又は特定機械等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- 2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 3 「取得価額の合計額3」又は「改定リース費用の総額の合計額9」には、各連結法人に係る別表六の二（七）付表「差引改定取得価額9」の合計額（各連結法人ごとの合計額）又は「改定リース費用の総額13」の合計額（各連結法人ごとの合計額）を記載します。
- 4 「個別帰属額基準額の残額13」欄は、「取得に係るもの3～8」の各欄の記載がある場合には「(12)又は」を消し、「3～8」の各欄の記載がない場合には「又は(12)－(8)」を消してください。
- 5 「前期繰越分16～21」及び「33～35」の各欄は、前期以前において生じた特定機械装置等又は特定機械等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第68条の11第4項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。
- 6 「個別帰属額基準額の残額19」欄は、次の場合に応じ次により記載します。
  - (1) 「3～8」の各欄の記載があり、かつ、「9～15」の各欄の記載がない場合 「(18)、」及び「又は(13)－(15)」を消してください。
  - (2) 「9～15」の各欄の記載がある場合 「(18)、(18)－(8)又は」を消してください。
  - (3) 「3～8」及び「9～15」の各欄のいずれにも記載がない場合 「、(18)－(8)又は(13)－(15)」を消してください。
- 7 いずれの連結法人についても、当期に、特定機械装置等又は特定機械等で事業の用に供したものがなく、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき、法人税額の特別控除を受ける場合には、「3～15」及び「28～32」の各欄は記載しません。
- 8 「機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額24」には、各連結法人のうち、取得等をした特定機械装置等を当期において事業の用に供した連結法人（以下「取得連結法人」といいます。）に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計した金額を記載します。
- 9 「機械等の賃借をした各連結法人の個別所得金額の合計額25」には、各連結法人のうち、賃借をした特定機械等を当期において事業の用に供した連結法人（以下「賃借連結法人」といいます。）に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計した金額を記載します。
- 10 「繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額26」には、各連結法人のうち、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額を有する連結法人（以下「繰越連結法人」といいます。）に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計した金額を記載します。
- 11 適用を受ける連結法人が、取得連結法人、賃借連結法人又は繰越連結法人のうちの2以上の法人に該当する場合には、当該連結法人のこの明細書の「個別所得金額1」の金額は「24～26」の各欄のうちの該当する欄の「合計額」のいずれにも含まれます。
- 12 「総調整前連結税額基準額の残額31」欄は、「29」欄の記載がある場合には、「(30)又は」を消し、「29」欄の記載がない場合には、「又は(30)－(29)」を消してください。
- 13 「総調整前連結税額基準額の残額34」欄は、次の区分に応じ次により記載します。
  - (1) 「28～29」の各欄の記載があり、かつ、「30～32」の各欄の記載がない場合 「(33)、」及び「又は(31)－(32)」を消してください。
  - (2) 「30～32」の各欄の記載がある場合 「(33)、(33)－(29)又は」を消してください。
  - (3) 「28～29」及び「30～32」の各欄のいずれにも記載がない場合 「、(33)－(29)又は(31)－(32)」を消してください。
- 14 「前期繰越額又は当期税額控除限度額37（若しくは40又は43）」の「計」までの各欄は、前期分のその連結法人に係るこの明細書の「翌期繰越額39（若しくは42又は45）」の金額（前期が連結事業年度に該当しない場合は、別表六（十）の「翌期繰越額31（若しくは34又は37）」）の金額を記載します。
- 15 「当期控除額等41（及び44）」の各欄の外書には、措置法令第39条の41第16項（繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、別表六（十一）の「供用廃止設備を指定事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額31」の金額を記載します。この場合、「翌期繰越額42（及び45）」は、「41」及び「44」の本書に当該金額を含めて計算します。